

県単独医療費助成制度の概要

令和5年4月1日現在

区分	妊娠婦	乳児	幼児		18歳以下 ひとり親家庭等	心身障害者								
			入院	通院		65歳未満重度	65歳以上重中度	65~69歳軽度						
開始年度	S48	S48	H7	H12	S55	S49	S47	S47						
所管課	子育て支援課		こども家庭室こども未来課		障害福祉課	高齢福祉課								
趣旨	総合母子保健対策の一環として、妊娠婦の医療費の公費負担を行うもの	総合母子保健対策の一環として、乳児の医療費の公費負担を行うもの	少子化対策の一環として、幼児の医療費を助成することにより、負担の軽減を図るもの		ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るもの	重度心身障害者等の保健の向上と福祉の増進を図るもの								
県助成対象	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹患している妊娠婦のうち、市町村長が妊娠婦医療費受給資格登録申請書を受理した日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月末日までの者	0歳児 (出生の日から満1歳に達することとなる日の属する月の末日までの者)	未就学児(1歳~6歳) (満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から、小学校就学の始期に達するまでの者)	・母子家庭の母とその児童 ・父子家庭の父とその児童 ・父母のない児童とその養育者 ・DV防止法による保護命令を受けた父又は母とその児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあらる者)	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者	・後期高齢者医療制度加入者 <重度> ・身障手帳1、2級所持者 ・療育手帳A所持者又は知的障害者(IQ35以下) ・精神保健福祉手帳1級(上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの) <中度> ・身障手帳3級所持者、4級所持者の一部 ・精神保健福祉手帳2級(上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの)	・身障手帳4級所持者の一部、5、6級所持者 ・療育手帳B所持者又は知的障害者 ・3ヶ月以上寝たきりで常時介護を要すると市町村長が認定したもの							
所得制限	旧児童手当特例給付 準拠	所得制限なし	所得制限なし		児童扶養手当 支給所得制限額	前年分の合計所得金額(給与所得又は公的年金等が含まれている場合は合計額から10万円を控除した額)の世帯合計額が1,000万円以上の世帯に属する者は除く								
医療費の負担	国制度上の患者窓口負担	3割	2割	2割	2割	0歳～就学前	小1～18歳 その養育者	0歳～就学前	小1～64歳	一般所得者	一定以上所得のある方	現役並み所得者	一般所得者	現役並み所得者
	県・市町村の助成※	3割	2割	2割-1,200円/日	2割-530円/日	2割	3割	2割	3割	1割	1割	2割	3割	3割
	患者自己負担	0	0	1,200円/日	530円/日	0	0	0	0	0	0	0	0	2割
支給方法		現物給付	現物給付	現物給付	現物給付	現物給付		実施市町村の定めるところによる (現物給付、自動償還払い又は償還払い)				現物給付		
実施主体		市町村												